

牛久市長交際費の支出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が行政執行上必要な外部の団体との交渉に要する経費としての交際費について、適切な運営を図るため必要事項を定めるものとする。

(支出種別及び支出範囲)

第2条 市長交際費は、市政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限度の額を支出するものとする。

2 市長交際費の種別及び支出範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 広く市民を対象とした文化又はスポーツの行事、記念式典、祝賀会（官公庁主催のものは除く。）、若しくは壮途祝い（教育委員会において支出するものを除く。）について支出するものとし、金額は1万円を限度とする。
- (2) 会費 会費を必要とする、又は飲食を伴う研修会、会合、懇談会等について支出するものとする。金額については指定があるものについては会費相当額を、指定のないものについては原則 5,000 円とする。ただし、近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、1万円を限度とする。
- (3) 弔慰 支出対象者及び金額については、別表「弔慰金等支出表」に則り支出するものとする。
- (4) 協賛 各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対し、各団体ごと年1回に限り支出するものとする。金額については原則 5,000 円とする。ただし、近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、1万円を限度とする。
- (5) 謝礼 先進地視察等、市政運営上必要と思われるときに土産代として支出するものとする。金額は2千円から3千円までとし、その支出に関しては秘書担当課長の合議を必要とする。
- (6) 見舞 病気見舞及び罹災見舞を対象とし、病気見舞については別表「弔慰金等支出表」に掲載のある14日以上入院をした者を対象とする。罹災見舞については近隣市町村との均衡をはかるものとし限度額を5万円とする。
- (7) 接遇 地場産品をPRするため、若しくはその他市政運営上必要と認められる場合の接遇に要する費用について、支出するものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合は支出できるものとする。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月27日変更）

この要領は、令和元年12月27日から施行する。

別表(第2関係)

弔慰金等支出表

円

項 目		香典	花輪・献花	見舞	
牛久市名誉市民		本人	50,000	15,000	10,000
		家族	10,000	—	—
牛久市議会議員	現 職	本人	20,000	15,000	10,000
		家族	10,000	—	—
	元 職	本人	10,000	15,000	
		家族			
各行政委員会委員	現 職	本人	10,000	—	5,000
		家族	5,000	—	—
	元 職	本人	5,000	—	—
		家族			
市内学校長	現 職	本人	10,000	15,000	—
		家族	5,000	—	—
市内行政区長	現 職	本人	10,000	—	—
		家族	5,000	—	—
牛久市消防団長 牛久市消防団副団長	現 職	本人	10,000	—	—
		家族	5,000	—	—
牛久市消防団分団長	現 職	本人	5,000	—	—
元特別職		本人	10,000	15,000	—
県議会議員（牛久市選出）	現 職	本人	30,000	—	10,000
		家族	10,000	—	—
	元 職	本人	10,000	—	—
国会議員（3区選出又は牛久市在住）	現 職	本人	30,000	—	10,000
		家族	10,000	—	—
	元 職	本人	10,000	—	—
一部事務組合・公営企業体構成 市町村長	現 職	本人	20,000	15,000	—
		家族	10,000	—	—
上記を除く関係市町村長	現 職	本人	20,000	—	—
		家族	10,000	—	—
その他市長が必要と認める者					

- ・「家族」とは、配偶者、実父母、生計を一にする義父母、祖父母、子及び実兄弟姉妹をいう。
- ・「各行政委員会委員」とは、牛久市教育委員（教育長を除く。）、牛久市選挙管理委員会委員、牛久市監査委員（議会選出を除く。）、牛久市農業委員会委員、牛久市固定資産評価審査委員会委員及び牛久市公平委員会委員をいう。
- ・「元特別職」とは、牛久市長、牛久市副市長、牛久市助役、牛久市収入役及び牛久市教育長だった者をいう。
- ・本文中「牛久市」は「牛久町」に読み替えることができる。